

# 自転車の左側通行を促す路面表示等の試験施工

安全で安心して通行できる道路づくりを進めます

区ではこれまで、自転車走行帯（ブルーゾーン）などの自転車のための走行空間を設ける方法で、自転車走行環境整備を検討し、モデル整備等を進めてきました。

平成 22 年度は、自転車のための走行空間を設けることができない道路において、交通ルールを遵守した自転車走行を誘導して、歩行者と自転車の安全通行を確保することを目的に、新たな路面表示の試験施工を行いました。

## 1. 成城六丁目地区

小田急線成城学園前駅北側の成城六丁目地区において、「左側通行」と「路側帯での歩行者優先」という自転車の交通ルールの遵守を自転車利用者に強くアピールするため、路面表示「自転車左側通行」を設置しました。30メートル～40メートル程度の間隔で、車道の両端に表示してあります。

また、自動車一方通行の道路の入口側交差点では、自転車に一時停止の励行を促すための路面表示「自転車とまれ」も併せて設置しました。過去に自転車の事故が発生した交差点で実施しました。

今回の試験施工には、平成 20 年度のモデル整備に引き続き、地元の成城自治会の協力をいただいています。



## 2. 松葉通り（東京都世田谷区南烏山四丁目 28 番から 20 番）

京王線千歳烏山駅の北東に位置する松葉通りの一部区間において、成城六丁目地区と同様に、「左側通行」と「路側帯での歩行者優先」という自転車の交通ルールの遵守を自転車利用者に強くアピールするため、路面表示「自転車左側通行」を設置しました。

